

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示	令和7年(行ヒ)第173号
決定日	令和7年9月12日
裁判所	最高裁判所 第二小法廷
裁判長裁判官	三 浦 守
裁判官	岡 村 和 美
裁判官	尾 島 明
裁判官	高 須 順 一
当事者等	申立人 榎本 清 相手方 東大和市長 和地 仁美
原判決の表示	東京高等裁判所令和6年(行コ)第246号(令和7年2月27日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年9月12日

最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 小笠原 佳美